

令和8年度「京都中小企業技術顕彰」募集要項

1. 目的

京都中小企業技術顕彰（旧称：京都中小企業技術大賞）は、平成5年に設置された技術顕彰制度で、技術開発に成果を挙げ、京都産業の成長に貢献した中小企業及び技術者の功績を讃えることにより、府内中小企業の新製品・新技術の開発意欲を高め、産業の発展と豊かな生活の実現に寄与することを目的とします。

2. 顕彰基準

- (1) 京都中小企業技術大賞 1企業以内 ※ : 「7. 審査基準」の(1)～(5)をすべて総合的に満たすもので、最も評価の高いもの。
- (2) 京都中小企業優秀技術賞 若干数 : 「7. 審査基準」の(1)～(5)の複数を満たすもので、評価の高いもの。
又は、
: 「7. 審査基準」の(1)～(5)の複数が及び(6)を満たすもので、伝統産業など特定の分野に属する技術によるもの。
- (3) 京都中小企業優秀技術者賞 1企業5名程度 : 京都中小企業技術大賞、京都中小企業優秀技術賞の受賞となった研究開発に参加・貢献した技術者。

※印の賞は、該当企業がない場合、賞の授与を見送ります。

3. 応募資格

以下の各項に該当するものを対象とします。

① 京都府内に本社を置く中小企業であること

中小企業の定義は中小企業基本法による。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 (資本金の額又は出資の総額)	従業員基準 (常時使用する従業員数)
製造業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1) 資本金基準、従業員基準のいずれか一方の基準を満たせば対象となります。

(注2) 常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員は含みません。

(注3) 以下の項目に該当する中小企業は対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を含めている法人

② 対象となる技術又は製品の売上実績があること

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行うものでないこと

4. 応募方法

(1) 募集期間 令和8年3月2日(月)～4月30日(木)

(2) 提出書類 ①必須書類

- ・申請書
- ・直近3年の各年度決算書

②任意書類

- ・企業紹介パンフレット
- ・対象となる技術又は製品がわかる資料
- ・その他必要と思われる資料

- (3) 提出方法 申請書に必要な事項を記入の上、決算書及び関係書類を添付して、郵送、持参又はEメール(添付ファイルの容量制限：150MB)のいずれかで提出してください。

5. 応募にあたっての注意事項

- ① 一度提出いただいた応募書類は返却できません。
- ② 応募書類に記載された個人情報その他の情報は、本審査以外の目的には使用いたしません。
- ③ 応募内容については、他の特許等を侵害していないこと又は係争中でないことが条件です。
- ④ 応募者及び選考に関するお問合せには一切お答えできません。
- ⑤ 以下の場合は、応募を無効又は受賞を取り消します。
 - ・ 応募書類等に虚偽の記載があった場合
 - ・ 表彰の目的を損なう行為や法令違反など表彰企業とすることがふさわしくないと判断される場合

6. 審査方法

有識者で構成される委員会及び調査連絡会を設置し、下記の書類審査、1次審査と2次審査による選考を経て、受賞企業の決定を行います。

- (1) 書類審査 事前の書面審査
- (2) 1次審査 調査連絡会にて、必要に応じてヒアリングや現地調査による審査を実施し、1次審査通過企業を選考します。
- (3) 2次審査 委員会にて2次審査（申請者からのプレゼンテーション有）を行い、各賞を選考いたします。

7. 審査基準

※「当該技術・製品」に加え、「経営の安定性」や「他の中小企業の模範」となり得る事を総合的に審査します。

- (1) オリジナリティのある技術又は製品であること
- (2) タイムリーかつ優秀な技術又は製品であること
- (3) 研究開発に積極的であること
- (4) 健全な経営により、企業の成長発展が認められること
- (5) 他の企業の模範であること
- (6) 京都らしさなどが受賞に値すると認められたもの

8. 受賞者の発表・表彰式

- (1) 選考結果の通知 選考結果は、各応募企業に対し郵送にて通知いたします。
- (2) 受賞者のプレス発表 令和8年11月頃を予定しています。
- (3) 表彰方法 受賞者に対して表彰式を行います。なお、表彰式等の詳細については追って受賞者に連絡します。
- (4) 受賞後の広報 プレス発表、財団ホームページ・情報誌への掲載等
受賞者の方には、広報・各種イベント等へのご協力をお願いしますので、あらかじめご了承ください。

9. 提出先・問合せ先

〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター
公益財団法人京都産業21 お客様相談室 連携・人財・技術担当
TEL : 075-315-8660 E-mail : kensho@ki21.jp